

土浦市地域クラブ「Blue Ocean」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、土浦市地域クラブ「Blue Ocean」と称する。

(目的)

第2条 本クラブは、土浦市内中学校・義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に限る。)

(以下、「中学校等」という)に在籍する生徒等を対象に、スポーツ・文化芸術活動を通じ、健全な心身の育成を図るとともに、本クラブ会員の競技技術向上を目的とする。

2 土浦市地域クラブ活動推進協会(以下「推進協会」という)の目指す将来像を実現させるために努力することを目的とする。

(事務所)

第3条 本クラブの事務所は、茨城県土浦市文京町10番16号(土浦市立武道館内)に置く。

(事業)

第4条 本クラブは、第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種クラブ活動
- (2) 各種イベント
- (3) 指導者研修会
- (4) 調査研究
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(事業年度)

第5条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会議)

第6条 本クラブの会議は、推進協会役員会をもって、これに替える。

第2章 事務局

(事務局職員等)

第7条 本クラブ運営のため、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名 推進協会代表理事をあてる。
- (2) 事務職員 若干名 推進協会役員会が委嘱する。
- (3) 指導員 必要数 推進協会役員会において選考する。

(職員の職務)

第8条 事務局長は、事務局の業務を統括する。

2 事務職員は本団体の円滑な運営を図るため、会計管理事務、施設・設備管理、労務管理、渉外・広報事務等の業務を行う。

3 指導員は各クラブ活動における技術指導を行い、会員の心身の健全な育成に努める。

(事務局の業務)

第9条 事務局は、本規約の定めに基づき、次の業務を行う。

- (1) 各種クラブ(本クラブを構成する地域クラブをいう。以下同じ。)の登録受付及び認

証審査

- (2) 指導者バンクの管理
- (3) 指導員の選考
- (4) 指導員に対する研修の実施
- (5) 各種クラブの実施状況の管理並びに必要な応じた調査、助言及び指導
- (6) 中学校等との連携の促進
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本クラブの運営に必要な業務

第3章 各種クラブ活動

(各種クラブの活動)

第10条 各種クラブの活動は、次のとおりとする。

- (1) 活動は原則、土・日のいずれか1日に3時間程度行うものとする。ただし、クラブ運営上の都合や学校行事等により、土・日いずれも活動が行えない場合は、祝日等、他の休日に振り替える場合がある。
- (2) 技術とチーム力向上のため、練習試合や大会・コンクール等に参加することがある。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な活動を行う。

(活動拠点)

第11条 原則として、中学校等の施設及び土浦市教育委員会が所管するスポーツ活動又は文化活動を主たる利用目的とする施設とする。

第4章 指導員

(指導員)

第12条 本クラブの指導員は、本クラブ指導者バンクに登録した一般公募者及び兼職兼業を希望する教職員の中から、事務局長が選考する。

(指導員の責務)

第13条 指導員は、適切な指導を行うため、地域社会の一因として円満な人格を形成し、常に自己研鑽に努め、見識を高めなければならない。

- 2 指導員は、競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と指導者等との好ましい人間関係の構築を促すとともに、自己肯定感、責任感、連帯感を涵養し、子どもの豊かな人間性の育成に寄与するものとする。

(研修)

第14条 指導員は、茨城県、土浦市又は推進協会が主催する指導者研修会を年1回以上受講するものとする。

(配置)

第15条 各種クラブへの参加人数に応じ、各拠点ごとに複数名の指導員を配置する。

- 2 指導員が都合により指導を継続できなくなった場合、事務局は速やかに代替の指導員を配置する。

第5章 会 員

(会員の資格等)

第 16 条 本クラブの会員は、次の要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 土浦市内中学校等に在籍している生徒又は土浦市在住の中学生であること。
- (2) 推進協会及び本クラブの目的に賛同する者であること。

2 会員の保護者は、推進協会及び本クラブの目的に賛同する者でなければならない。

(入会手続き)

第 17 条 本クラブに入会を希望する者は、別に定める手続きに従って申し込む。

(会員及び保護者の遵守事項)

第 18 条 会員及びその保護者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員及びその保護者は、クラブでの指導を本クラブ及び配置された指導員に一任すること。
- (2) 理由なく遅刻、早退又は欠席をしないこと。
- (3) 保護者は、会員である生徒を平等に応援すること。
- (4) 本クラブの活動に係る会員同士の問題は、活動中に解決を図っていくものとし、保護者もその解決に協力すること。
- (5) 保護者は、期限まで会費を納入すること。
- (6) 本クラブを退会する場合は、届け出を提出する日の属する月までの活動費を支払うものとする。

(会費の納入)

第 19 条 本クラブに入会する場合は、次の会費を納入するものとする。

- (1) 年会費 2,000円 (スポーツ安全保険料等を含む)
- (2) 活動費 毎月2,000円。ただし、大会参加や遠征等に係る費用等、活動費で賄えない範囲となるものについては、別途徴収するものとする。

2 一度納入した会費については、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(会費の免除)

第 20 条 会員の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、本クラブの会費の納入を免除することができる。

- (1) 土浦市就学援助規則 (平成20年土浦市教育委員会規則第6号) 第6条第1項又は第8条第1項の規定による認定を受けているとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進協会が会費の納入を免除する必要があると認めたとき。

2 前項の規定による会費の免除を受けようとする会員の保護者は、土浦市地域クラブ活動会費免除申請書 (様式第1号) により推進協会に申請しなければならない。

3 推進協会は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、土浦市地域クラブ活動会費免除決定 (不決定) 通知書 (様式第2号) により当該申請を行った者に通知するものとする。

(更新手続)

第 21 条 会員が次年度の更新を希望しない場合は、毎年3月末日までに所定の退会手続きを完了しなければならない。当該期間内に手続きが行われないうち、会員資格は次年度も自動的に更新されるものとする。

(会員資格の喪失)

第22条 会員資格は、退会、除名、又は中学校等の卒業によって喪失する。

2 会員が本クラブからの脱退を希望する場合は、事務局に退会届を提出しなければならない。

(退会勧告及び除名)

第23条 推進協会は、会員及びその保護者が次の事項に該当する場合、協議の上、退会勧告又は除名することができる。その場合、会員及びその保護者にその旨を伝えるものとする。

(1) 規律及び風紀を乱す行為が繰り返される。

(2) 本クラブの発展向上を妨げるような問題ある言動をする。

(3) 他のクラブやチーム等に対する誹謗中傷（SNS等を含む）をする。

(4) 正当な理由なく、頻繁に活動を欠席する。

(5) 正当な理由なく、会費を期限までに納入しない。

第6章 自己の責任

(自己の責任)

第24条 会員は、本クラブの活動に際して、諸規定並びに事務局及び指導員の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに反して盗難や傷害等の事故が起こった場合、推進協会、本クラブ及び指導員に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険)

第25条 会員及び指導員は、本クラブが指定するスポーツ安全保険に年度ごとに加入しなければならない。

2 本クラブは、その活動中の傷害等について、スポーツ安全保険の対象範囲内で対応するものとし、それ以外の責任の一切は負わないものとする。

第7章 個人情報の管理等

(個人情報の保護)

第26条 推進協会役員会及び事務局は、本クラブが収集した個人情報を適切に管理し、本クラブの円滑な運営を目的としたものに限って使用する。

2 推進協会役員会及び事務局は、法令等により開示又は提供を求められた場合を除き、会員及びその保護者の同意を得ることなく個人情報を第三者に開示又は提供をしない。

3 推進協会及び事務局は、個人情報の流出を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(推進協会役員会等の守秘義務)

第27条 推進協会役員会の構成員、事務局職員及び指導員は、職務上知り得た情報を何人に対しても漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(法律に基づく犯罪歴の照会)

第28条 事務局は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に係る日本版DBS制度に基づき、本クラブ指導者バン

クに登録した一般公募者の性犯罪歴の有無を照会することができる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 本クラブの規約に関して、必要な事項の改廃は推進協会役員会で決定するものとする。

2 年度途中においても推進協会役員会の判断により規約の改廃をすることができる。ただし、規約を改廃する場合は、事前に会員及びその保護者に必ず報告するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第30条 この規約の施行に関し必要な事項は、推進協会役員会の議決を経て事務局が別に定める。

(大会等への参加手続き)

第31条 大会等への参加に伴う選手登録等の手続きについては、各中学校等で参加する大会等への選手登録と重複しないよう十分に留意した上で、本クラブとして手続きが必要な事項については、事務局または指導員が行うものとする。

付 則

- 1 この規約は、令和5年10月1日より施行する。
- 2 この規約は、一部改正し、令和6年6月6日より施行する。
- 3 この規約は、一部改正し、令和8年5月9日より施行する。